

川越市の障害福祉に関するアンケート ご協力をお願い



市民の皆さまには、日頃から市行政へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

現在、川越市では、障害のある方への福祉施策の一層の充実を図るため、現在の障害施策の計画を見直し、令和9年度から新しい計画を策定する準備をしております。

そこで、川越市内で無作為に選ばせていただいた18歳以上の市民の方に、障害に関する理解や考え方、ご意見等をうかがい、よりよい施策・計画とするために本アンケートを実施します。

これからの川越市における障害福祉の課題やあり方を検討する内容となっておりますので、ぜひご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年9月 川越市長 森田 初恵

この調査は無記名であり、結果の集計・分析は統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。

ご回答は、「① インターネット」か「② 紙(郵送)」のいずれかでお願いします。

① インターネットでのご回答

二次元コード等から調査専用サイトへアクセスいただき、調査の最初の設問に、下記シールのID・パスワードをご入力の上、**10月7日(火)までにご回答**ください。

ID、パスワード記載のシール

二次元
コード

② 紙(郵送)でご回答される場合

次ページよりご回答いただき、同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、

10月7日(火)までにお近くの郵便ポストに投函してください。

【お問い合わせ先】

川越市 障害者福祉課 計画担当

電話 049-224-6307 ファクス 049-225-3033

メール shogaisha★city.kawagoe.lg.jp

宛名ご本人のことについて

あなたの性別をお答えください。

(○は1つ)

1. 男性

2. 女性

3. 回答しない

あなたの年齢を以下の□にご記入ください。(令和7年●月1日現在)

歳

障害のある人との関わりについて

問1 身近に障害のある人はいますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せきに障害のある人がいる

4. 近所に障害のある人が住んでいる

2. 友人や知人に障害のある人がいる

5. その他 ()

3. 職場や学校などに障害のある人がいる

6. 身近に障害のある人がいない

問2 普段の生活で、障害のある人と接する機会がありますか。

(○は1つ)

1. ある ⇒問3へ

2. ない ⇒問4へ

[問2で「1. ある」に○をつけた方にお聞きします]

問3 障害のある人と接するのはどのような場面ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せきに障害のある人がいるので日常的に接している

2. 友人や知人に障害のある人がいるので日常的に接している

3. ボランティアなどで障害のある人と関わっている

4. 職場や学校などで障害のある人と関わっている

5. 学校の体験学習等で、障害のある人の話を聞いたりする

6. 地域で障害のある人と関わっている

7. 困っているのを見かけたときに配慮や支援を行っている

8. その他 ()

[ここからは、全員にお聞きします]

問4 日常生活で障害のある人と接する機会を持ちたいと思いますか。

(○は1つ)

1. 持ちたい

2. 持ちたくない

問5 前問(問4)で「1. 持ちたい」「2. 持ちたくない」と思った理由は何ですか。

問6 「障害者週間の集い」を知っていますか。

(○は1つ)

1. 知っていたし、参加したことがある

2. 知っていたが、参加したことはない

3. 知らなかった

■ 「障害者週間の集い」とは

障害のある人もない人も、お互いがふれあい、楽しみながら障害のある人に対する理解と関心を深めることができるイベントです。

毎年、「障害者週間(12月3日～9日)」にあわせて、川越市障害者団体連絡協議会、川越市社会福祉協議会と川越市が共催で開催しています。

問7 「地域共生社会」を知っていますか。

(○は1つ)

1. 知っていた
2. 聞いたことはあるが詳しくは知らなかった
3. 知らなかった

■「地域共生社会」とは

高齢者介護・障害福祉・児童福祉・生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会のことです。

問8 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っていますか。

(○は1つ)

1. 知っていた
2. 法律の名前は知っているが、内容は知らなかった
3. 知らなかった

■「障害者差別解消法」とは

この法律では、行政機関や事業者に対して、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

また、障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、行政機関や事業者に対して、障害のある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障害ある人の求めに応じ、「合理的配慮[※]」の提供を求めています。

※合理的配慮…社会の中にあるバリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

例えば、「飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があり、机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保する」など。

問9 障害のある人への差別や偏見を感じたことはありますか。

(○は1つ)

1. ある ⇒問 10へ
2. ない ⇒問 11へ

[問9で「1. ある」に○をつけた方にお聞きします]

問10 どのような場面で差別や偏見を感じましたか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 職場で感じた | 6. 交通機関乗車時に感じた |
| 2. 学校で感じた | 7. 人との交流の場で感じた |
| 3. 通所先や入所施設等で感じた | 8. 1～7以外の日常生活で感じた |
| 4. 病院や薬局などで感じた | 9. その他 |
| 5. 飲食店、娯楽施設やホテルなどで感じた | () |

[ここからは、全員にお聞きします]

問11 あなた自身に障害のある人に対して差別や偏見があると思いますか。

(○は1つ)

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| 1. ある ⇒問12へ | 2. ない ⇒問13へ | 3. 分からない ⇒問13へ |
|-------------|-------------|----------------|

[問11で「1. ある」に○をつけた方にお聞きします]

問12 そう思う理由は何ですか。

[ここからは、全員にお聞きします]

問13 障害のある人への誤解や偏見を解消するためにどのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 障害のある人とない人が交流する機会 | |
| 2. 学校など教育の場での意識啓発 | |
| 3. 職場での研修 | |
| 4. 障害福祉をテーマとした講座や講演会の開催 | |
| 5. 広報紙等による市民への周知 | |
| 6. 日常生活での接点を増やす(カフェなどのバリアフリー化) | |
| 7. その他() | |
| 8. 分からない | |

問 14 あなたは障害のある人にどのようなイメージをお持ちですか。

問 15 障害のある人が地域で生活するためには何が必要だと思いませんか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 地域の人たちの障害に対する理解 | 8. 日中活動系サービスの充実 |
| 2. 道路・交通・建物のバリアフリー化 | 9. 自立生活のための訓練・体験 |
| 3. 障害者のための住宅の確保 | 10. グループホームなどの拡充 |
| 4. 災害時の支援 | 11. 訪問系サービスの充実 |
| 5. 医療体制の充実 | 12. 経済的負担の軽減 |
| 6. 就労のための支援 | 13. その他 |
| 7. 地域生活に関する相談支援 | () |

